

令和6年度 JAあおば緊急営農継続支援及び営農経済支援事業のご案内

※下記の事業についてはJAあおばの組合員であることを基本要件とします。(申請額が予算を超過する場合は、予算範囲内で助成額を減額します)

要領No.	事業名 事業概要など	支払基準、支援金額など 尚 3、4、5、8、9、11 の助成額は 10 円未満切捨て	申請手続	支払予定時期
緊急営農継続支援	◎災害圃場管理推進対策支援 ・集中豪雨や地震により被害のあった圃場で継続して農産物を栽培される生産者及び栽培を再開するために管理作業を実施された生産者に対し費用の一部を支援 ・対象圃場は確認野帳に「災害圃場」と記載申請された圃場	・緊急営農継続支援金予算 100 万円以内 ・対象となる作業は耕起作業、除草作業とする ・作業実施時期 令和 6 年 3 月 1 日～11 月末日 ・支援金単価 10a あたり 2,000 円 ・実績報告書の提出を受けて不明点があるときは「現地確認」を行う場合がある	・「災害圃場管理推進対策」申請書 ・確認野帳(写)A4 サイズ 申請書は随時受付 ・「災害圃場管理推進対策」実績報告書 ・入金口座届出書 (12月10日迄に報告書提出)	1 月末
1	◎元気な『あおば米』生産組合活動育成事業 ・元気な『あおば米』生産に向けた生産組合単位での会議及び青田廻り等の現地研修会 ・経営所得安定対策の推進等、生産組合単位での土づくり対策、生産調整推進、新規集落営農組合設立に向けた会議等へ助成	・確認野帳軒先数あたり 100 円 ・水稲面積(1ha)あたり 200 円	・生産組合より 10 月末まで申請書の提出	11 月末
3	◎あおば米『元気な土づくり』事業 ・家畜堆肥・糞堆肥等有機物資源を水稲の土づくりとして施用を委託した耕種農家に対し助成 (あおば米生産出荷者を対象とする)	堆肥を購入・散布委託する生産者に、散布面積 10a あたり 250 円を乗じた金額と散布料金の 10% のいずれか低い金額を助成	・JAあおばが定めた申請書と堆肥の散布料金を証明する伝票・領収書の提出	1 月末
4	◎JA協力組織、出荷組合等の助成措置 ・協力組織および出荷組合などの育成にかかる助成 ・協力組織、出荷組合等が展示圃、試験研究に使用した実費分	助成対象項目(抜粋) ・肥料、農薬資材等の材料費 ・機械、会場借上代、講師謝礼、作業等の人件費 ・資料等の製本、印刷費用 ・視察研修に係る交通費の一部、会議費	・助成は【発生主義】とし「伺書」にて計画と予定経費の承認、「経費稟議書」にて実績報告(助成金申請書、領収書、各種報告書添付)は必須	随時
5	◎「園芸特産作物増産対策」事業 ・JA あおば管内における園芸特産作物の販売高増大と産地づくりの推進を図り、更なる園芸特産化、ブランド化を見据えて選定した品目等を育成するため、増産に取り組まれた園芸特産作物生産者を支援	選定品目: 共販出荷作物、しょうが、切り花、シャクヤク、えごま、らっきょうなど ・前年度作付面積から増加した面積に対して助成 露地作物 10a あたり 20,000 円 施設園芸 1a あたり 10,000 円 ・助成上限は双方とも 100,000 円とする ・露地栽培の切り花用花きは施設園芸と同等 ※No.11 との重複申請は認めない ※原則、JA あおばより資材を購入していること	・JAあおば指定の助成金申請書 ・販売代金精算書(写) ・確認野帳(前年、当年の写) (12月末までに申請)	1 月末
6-1	◎農業経営複合化『園芸・地産地消推進』事業 ① JA あおばが主体となった直売会に登録した農業者で、園芸作物を JA あおばの直売所へ 12 月 1 日～翌年 4 月末までに税込売上 3 万円以上出荷した農業者に対し助成	① J Aあおば農産物直売会登録農業者1名あたり園芸生産費(種苗・肥料・農薬・出荷資材等)の一部として、その期間の税抜売上上の 3% を支払う(上限2万円)	① JA あおば直売所の売り上げデータに基づく助成(申請の必要なし)	① は6月
6-2	② 耐雪型ハウスを JA あおばより購入し施設園芸に取り組み、年間を通して(最低 5 年間)園芸作物を生産し JA あおばに出荷する農業者に対しハウス購入代金の一部を助成	② 園芸施設資材購入代金の 20%(上限 20 万円)を助成※但しJAあおば管内 3 棟までとし、過去にハウス助成金交付の方は除外	② の提出書類 ・助成金交付申請書(作付計画記入)・施設資材購入伝票	② ③は 1 月～2 月末
6-3	③ ミネラル栽培園芸作物を出荷(JAあおば指定の土壌分析必須)	③ 登録農業者1名あたり 5,000 円を助成	③ の提出書類 ・助成金交付申請書 ・栽培記録簿 ・購買品代金供給伝票(写) ・土壌分析代金供給伝票(写) ②③は 12 月末までに申請書類提出	
7	◎『新規認定就農者・新規認定農業者支援対策』事業 ・新規に就農される方また新規に認定農業者になり、専業農家で生計を立て地域農業に貢献いただき、JA あおばとも強いつながりを持って管内の新規担い手として活躍していただける農業者に対して助成	◎定額交付とする。 ・新規認定就農者 100,000 円 ・新規認定農業者 50,000 円	・JAあおばが定めた助成金交付申請書、認定就農者認定書または認定農業者認定書(写)、JAあおば取引口座(写)の提出 12 月末までに申請書類を提出	1 月末
8	◎『農作物被害被害対策資材助成』事業 ・あおば管内の中山間地振興を図る為、被害による農作物被害対策資材設置に積極的に取り組み農産物を出荷する農業者へ支援(JA あおばより被害対策資材1万円以上を購入された農業者)	・新設の資材購入費の 10%(上限 2 万円)助成	・JAあおばが定めた助成金交付申請書、販売代金精算書(写) 12 月末までに申請書類を提出	1 月末
9	◎あおば米『水田雑草対策』事業 ・「安全・安心、品質の高い売れる米づくり」が強く求められ、近年水田雑草の抵抗性雑草の増加により、稲作りの必要性から『水田雑草対策』事業を展開し、「あおば米」の単収向上及び品質向上のため積極的に水田雑草対策を実施した JA あおばの組合員である農家、生産組織に対し助成	・後日配布予定の指定注文書のとおり	助成対象 ・水田雑草対策として指定注文書※にて購入し散布する生産農家に対して、その購入代金の一部を助成する。 ※水田雑草対策注文書	12 月末
10	◎『JA あおば農機具免許取得補助』事業 ・令和 2 年 4 月からの道路交通法改正に伴い、大型特殊免許が必須となり、また、ドローン等の普及によりドローン免許の取得も必須となっていることから、免許取得費用の一部を助成	・免許取得費用の 30%(上限 5 万円/人、運転免許発行費用は含まない) ・営農組織等団体の場合、上限 5 名まで 免許取得期間 (令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日に限る)	・JAあおばが定めた助成金交付申請書、取得後の免許証写し、講習日程表写し、領収書写し 12 月末までに申請書類を提出	1 月末
11	◎『特産振興作物産地形成支援』事業 ・特産振興作物の産地形成を図り、販売高の向上および特産・ブランド化、面積拡大を推進する為、花き、果樹の共販組織へ支援	・新植の苗木、種苗(JAあおばより購入分に限る)の購入代金の 25%(1組織上限 10 万円)を助成	・助成金交付申請書 ・苗木・種苗購入伝票(写)等 ・新植生産者一覧表 12 月末までに申請書類を提出	1 月末

要領 No.	経済事業奨励	支援内容等	奨励対象者	支払予定時期
1	<p>『生産資材期日指定供給要領』</p> <p>営農組合組織の育成及び畜産農家、大口利用農家の安定経営に寄与するとともに、生産資材の全利用体制の確立をはかることを目的とする。</p>	<p>(対象品目) 肥料・農薬・飼料・その他生産資材の予約受注品目 (対象期間) 令和6年3月1日から令和7年2月末</p> <p>(決済期日) 最長3ヶ月</p>	<p>① あおば農協の組合員 ② あおば農協で肥料・農薬・飼料・その他生産資材を購入</p> <p>但し、営農相談員が対象農家に内容説明と意思確認をする。</p>	
2	<p>『肥料・農薬担い手(大口)利用奨励要領』</p> <p>担い手の利用率向上と事業基盤の維持拡大を目的として実施する。 肥料・農薬の供給に関わる担い手利用奨励要領を定め、農業経営の基盤強化及び経済事業の利用拡大を図ることを目的とする。</p>	<p>(対象品目) 肥料・農薬 (発酵鶏糞、担い手直送大型規格は除く)</p> <p>(奨励率) 農協からの年間購入金額が 300万円以上(税抜) 1.0% 1,000万円以上(税抜) 2.0%</p> <p>対象期間 令和6年1月から令和6年12月末</p> <p>奨励基準により1~12月分を年度末(2月)にJA あおばの指定口座に振込する</p>	<p>①あおば農協の組合員 ②あおば農協で肥料・農薬を購入 ③同等商品において、他社より高額な場合は市況対策費を支出 ④農業経営を行う個人及び営農組織 ⑤営農経済センター所長から推薦し組合長の承認されたもの(支払遅延者は対象外)</p>	令和7年2月
3	<p>『経済事業特別奨励要領』</p> <p>経済事業の継続的利用者への特典を設けることにより、利用促進をスムーズに行えらるとともに経済事業の拡大を図ることを目的とする。</p>	<p>(対象品目) 米(あおば舞) 購入者ポイントカード 500円(10ポイント到達時) 食料品 購入者ポイントカード 500円(500ポイント到達時)</p>	①あおば農協で対象品目を購入された方	申請時
4	<p>『新規直売会員紹介奨励要領』</p> <p>JAあおばの直売所に直売品(農林産物・加工品)を出荷する個人・団体を対象に、新規会員紹介に対して奨励措置を設けることにより会員相互のつながりと会員増加による店舗の活性化を図ることを目的とする。</p>	<p>(対象) 既存の直売会員による新規会員の紹介 (奨励内容) 紹介1名に対し10,000円相当の商品</p>	<p>①JA あおばの直売会員 ②申請により承認されたもの ③出荷実績が確認されたもの</p>	都度
	施設販売利用事業奨励要領	支援内容等	奨励対象者	支払時期
1	<p>令和6年度 利用事業奨励要領</p> <p>共同利用施設の利用時期集中化を避け作業分散を進めることで、各種事故防止を図るとともに、幅広く共同利用施設の利用促進を図るため、利用奨励措置を設け、事業量の拡大と効率的な事業運営また生産者収入の図ることを目的とする。</p>	<p>① 備蓄米・飼料用米利用助成 (てんたかく・てんこもりにおける玄米換算値(1kg)に対して4円助成) コシヒカリ玄米換算値(1kg)に対して2円 ② 大口利用助成(荷受重量 30t以上の利用者を対象) (てんたかく・てんこもり・つくば SD2号での荷受け総重量が3割未満の場合、1円を助成) (てんたかく・てんこもり・つくば SD2号での荷受け総重量が3割以上の場合、1.5円を助成)</p>	<p>① 栽培履歴の提出 ② 農業経営を行う個人及び営農組織 ③ 営農経済センター所長から推薦され、組合長の承認を受けた者(未収金等の支払遅延者は対象外)</p>	<p>① 備蓄米 飼料用米 利用助成 令和6年11月 ② 大口利用 助成 令和6年11月</p>

※お問い合わせは、以下の各地区事業所にお問い合わせください。

大沢野営農経済センター(467-2322) ・ 大山営農経済センター(483-3950) ・ 婦中営農経済センター(469-6103) ・ 山田出張所(457-2211)
八尾営農経済センター(455-3277)